

尼崎市長 宛

(郵送: 〒660-8501 東七松町1丁目23番1号 尼崎市総合政策局協働推進課)

(FAX: 06-6489-6173)

(メール: ama-kyoudou@city.amagasaki.hyogo.jp)

尼崎市NPO活動促進基金寄付金申込書

NPO法人が行う活動に共感し、応援を行うため、次のとおり寄付します。

郵便番号	
住所	
ふりがな	
氏名又は団体・会社名	
電話番号	
メールアドレス	

1. 寄付金額及び入金方法

寄付金の入金方法 (4つのうちいずれか1つの口に✓点をつけてください)

寄付金額	円	手数料不要	<input type="checkbox"/> 納付書払い	手数料必要 (自己負担)	<input type="checkbox"/> 口座振込(※)
			<input type="checkbox"/> 市への持参		<input type="checkbox"/> 現金書留

※口座番号は別途お伝えします。

※ご入金確認後、さとふる(市の委託業者)より、「寄付金受領証明書」及び「ワンストップ特例制度申請書」を送付いたします。

※ワンストップ特例制度申請書については、市HP「寄附金税額控除について」からもダウンロードが可能です。

2. 希望する寄付金の使途

団体名	
-----	--

※寄付金の使途となるNPO法人の活動については、尼崎市のホームページで紹介しています。
尼崎市ホームページから「令和6年度 寄付の活用先(対象事業一覧)」で検索してください。
(交付対象事業に決定次第、随時更新いたします。)

(注意事項) 下記の事項について了承いただいた上でお申し込みください。

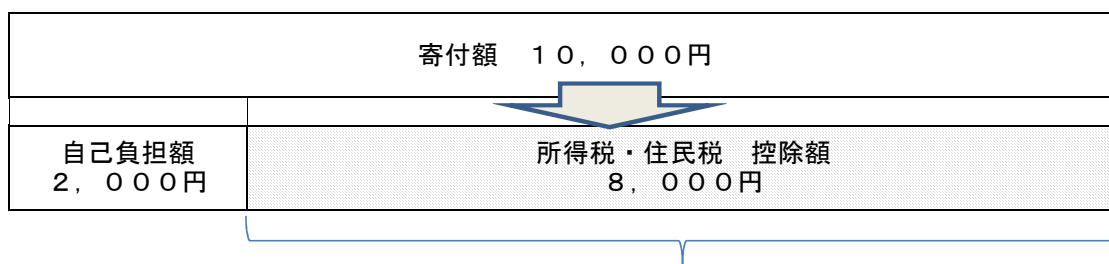
- ・NPO活動促進基金への寄付金には尼崎市からのお礼の品はございません。
- ・寄付金は、ご寄付をいただいた年度内に審査を経てNPO法人へ交付致します。
- ・ご希望いただきました使途については、最大限尊重させていただきますが、NPO法人への交付額は事業費の額が上限となることなどから、必ずしも希望どおりに交付できるものではありません。
- ・また、ご希望に添えなかった場合でも、寄付金を返還することはできませんのでご了承下さい。
- ・希望する寄付金の使途に基づく団体に氏名、住所、電話番号、メールアドレス、寄付金額を報告させていただきます。氏名等の報告を希望しない場合は、その旨下記の備考欄にご記入下さい。

【備考欄】

--

ふるさと納税における税額控除について

ふるさと納税とは、自分の選んだ自治体に寄附（ふるさと納税）を行った場合に、寄附額のうち2,000円を越える部分について、所得税と住民税から原則として全額が控除される制度です（一定の上限はあります。）。



税の控除を受けるには下記2つのうち、いずれかの手続きを行う必要があります

<div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">確定申告を行う</div> <ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと納税を行った翌年の3月15日までに、住所地の所轄の税務署にて確定申告を行ってください。 	<div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">ワンストップ特例を申請する</div> <ol style="list-style-type: none"> ①寄附金税額控除に係る申告特例申請書 ②本人及び個人番号が確認できる書類を寄付金申込書と同時期、又は翌年の1月10日までに財政課までご提出ください。 (確定申告の不要な給与所得者等で、ふるさと納税を行う自治体の数が5団体以内である場合に限り)
---	---

全額(※)控除されるふるさと納税額(年間上限)の目安 (※) 2,000円を除く

あくまで目安であり、具体的な計算は、お住まい(ふるさと納税翌年1月1日時点)の市区町村の市民税関係部局にお尋ねください。下記表は総務省のHPから抜粋したものととなります。

＜表の見方＞

給与収入300万円で独身の方は、28,000円以下のふるさと納税であれば自己負担額は2,000円となり、ふるさと納税額から2,000円を除いた額が控除される金額となります。28,000円を超えるふるさと納税をした場合、超える金額分の自己負担が増えることとなります。

※「共働き」は、寄付者本人が配偶者(特別)控除の適用を受けていないケースを指します。

※「夫婦」は、ふるさと納税をした者の配偶者に収入がないケースを指します。

※「高校生」は「16歳から18歳の扶養親族」を、「大学生」は「19歳から22歳の特定扶養親族」を指します。

※中学生以下の子供は(控除額に影響がないため)、計算に入れる必要はありません。

例えば、「夫婦子1人(小学生)」は、「夫婦」と同額になります。

寄付者本人の給与収入		独身 又は 共働き	夫婦	共働き +子1人 (高校生)	共働き +子1人 (大学生)	夫婦 +子1人 (高校生)	共働き +子2人 (大学生と 高校生)	夫婦 +子2人 (大学生と 高校生)
寄付者本人の給与収入	300万円	28,000円	19,000円	19,000円	15,000円	11,000円	7,000円	-
	350万円	34,000円	26,000円	26,000円	22,000円	18,000円	13,000円	5,000円
	400万円	42,000円	33,000円	33,000円	29,000円	25,000円	21,000円	12,000円
	450万円	52,000円	41,000円	41,000円	37,000円	33,000円	28,000円	20,000円
	500万円	61,000円	49,000円	49,000円	44,000円	40,000円	36,000円	28,000円
	550万円	69,000円	60,000円	60,000円	57,000円	48,000円	44,000円	35,000円
	600万円	77,000円	69,000円	69,000円	66,000円	60,000円	57,000円	43,000円
	650万円	97,000円	77,000円	77,000円	74,000円	68,000円	65,000円	53,000円